



背景・現状

- ◆ 1991年、日本は、欧州共同体(当時)及びその構成国との間で共同宣言を発出し、協力を強化していくことを決定。
- ◆ 2011年5月、日本と欧州連合(EU)は、国際情勢の変化を踏まえ、双方の関係を時代に即した形で発展させるべく、双方の協力を包括的に規定する協定の締結交渉を開始することを決定。
- ◆ 2018年7月、日本とEUは、日EU間の協力を包括的に対象とする戦略的パートナーシップ協定(SPA)及び経済連携協定(EPA)に署名。2019年2月、SPAの暫定的適用開始(EPAは発効)。
- ◆ 2024年4月22日、EU理事会がSPAの締結を承認。11月1日、岩屋外務大臣とボレルEU上級代表との間で日本側の批准書とEU側の承認及び批准が完了したことを確認する文書の交換を東京で実施。規定に基づき、批准書等が交換された日の属する月の翌々月の初日となる、2025年1月1日から正式発効。

協定締結の意義

- ✓ 本協定の締結により、民主主義、法の支配、人権及び基本的自由という価値及び原則を共有する日本とEU及びEU構成国が、幅広い分野における地球規模の課題を含む共通の関心事項に関する協力等を促進し、将来にわたる戦略的パートナーシップを強化するための法的基礎が設けられる。

主な内容

- 目的及び一般原則 【第1条】
- 40分野における対話、協力等の促進等 【第2条から第41条まで】
 - 【例】 平和及び安全の促進、大量破壊兵器の不拡散及び軍縮、通常兵器の移転管理、テロ対策、国連改革、科学技術、宇宙、環境、海洋、サイバー、人的・文化交流 等
- 合同委員会の設置 【第42条】
- 紛争解決 【第43条】
- 効力発生及び効力発生までの間の適用 【第47条】

協定の協力分野

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 共通の価値及び原則の促進• 平和及び安全の促進• 危機管理• 大量破壊兵器の不拡散及び軍縮• 通常兵器の移転管理• 重大な犯罪の捜査及び訴追• テロ対策• 化学剤、生物剤、放射性物質及び核
についてのリスクの軽減• 国際的な協力等及び国連改革• 開発政策• 防災及び人道的活動• 経済及び金融政策• 科学、技術及びイノベーション | <ul style="list-style-type: none">• 運輸• 宇宙空間• 産業協力• 税関• 租税• 観光• 情報社会• 消費者政策• 環境• 気候変動• 都市政策• エネルギー• 農業• 漁業 | <ul style="list-style-type: none">• 海洋問題• 雇用及び社会問題• 保健• 司法協力• 腐敗行為等との戦い• 資金洗浄等との戦い• 不正な薬物との戦い• サイバーに係る問題• 乗客予約記録• 移住• 個人情報保護• 教育、青少年及びスポーツ• 文化 |
|--|---|--|

経緯

2011年5月	第20回日EU定期首脳協議において、日EU関係のあらゆる側面を強化する方途として、「政治、グローバル、その他の分野別協力を包括的に対象とし、(中略)拘束力を有する協定」(SPA)及び経済連携協定(EPA)についての並行した交渉のためのプロセスを開始することに合意。
2013年3月	日EU首脳電話会談において、日EU・SPA及びEPAの交渉開始を決定。
2017年7月	第24回日EU定期首脳協議において大枠合意。
2018年2月	日EU外相電話会議において日EU・SPA交渉について合意。
2018年7月17日	第25回日EU定期首脳協議の際に日EU・SPAに署名。
2024年11月1日	第1回日EU外相戦略対話において日EU・SPA批准書等の交換。
2025年1月1日	日EU・SPA正式発効。